

令和元年6月20日現在

機関番号：31502

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04176

研究課題名(和文) 戦前少年院実践における少年保護思想に関する研究

研究課題名(英文) Historical study of juvenile protection thought in juvenile training school before World War 2

研究代表者

竹原 幸太 (Takehara, Kota)

東北公益文科大学・公私立大学の部局等・教授

研究者番号：30550876

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、以下の三点を検討し、少年法・矯正院法下の少年院実践における少年保護思想を確認した。第一に、1930年代初頭までの少年院では感化院との相違点よりも、少年の個性や主体性を尊重する共通点が強調されたことを明らかにした。第二に、戦時期に森山武市郎が進めた少年保護思想の変質を検討し、少年保護事業の再編を明らかにした。第三に、戦時下では従来の少年保護思想を変更する立場と保持する立場があることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、感化院と少年法・矯正院法を対立的に描く従来の法制史研究とは観点を換え、感化院と比較して刑罰色が強いとされた少年院の職員が執筆した論考分析を通じて、実践思想レベルで、感化・少年教護事業の児童保護思想と少年保護事業の少年保護思想の共通点と相違点を明らかにした点である。さらに、社会的意義としては、戦時期は軍事教育を進める児童・少年保護思想一辺倒になったとする通説に対して、児童・少年の観点に立つ保護思想を堅持した実務家も存在し、戦時期の児童・少年保護思想は複数に類型化できることを明らかにした点である。

研究成果の概要(英文)：In this study, I explored the juvenile protection thought in juvenile corrections under the juvenile act and juvenile training school act and elucidated the following three points. First, I examined that juvenile training school until early 1930s emphasized the common points of respecting of individuality and autonomy of the boys rather than the differences of reform school. Second, I analyzed the transformation of the juvenile protection thought advanced by Takeichiro Moriyama and the reorganization of the juvenile justice during World War 2. Third, I revealed that there was a viewpoint to change the conventional juvenile protection thought and a viewpoint to hold the conventional juvenile protection thought during World War 2.

研究分野：社会福祉学

キーワード：多摩少年院 浪速少年院 太田秀穂 小川恂臧 矯正院法 紀律 森山武市郎 短期錬成

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

非行を起した児童・少年が刑罰の対象から教育保護の対象となった経緯については、これまで児童福祉史研究、少年法制史研究、司法福祉学研究、教育福祉学研究等で検討されてきた(土井 1972: 218-225、浦辺 1976: 42-45、守屋 1977: 61-89、山口 1983: 255-266、矯正協会 1984)。

これらの研究では、日本で非行を起した児童・少年を対象とした最初の法律は内務省が管轄する 1900 年の感化法であり、その後、1922 年に司法省が管轄する少年法と矯正院法が成立して 14 歳を境に両法で対応する二元法制が誕生したため、今日の児童福祉法と少年法との二元法制の起源は 1922 年の少年法・矯正院法の誕生時にあることが明らかにされてきた。

また、少年法の成立をめぐる、「行政処分」で児童を保護することを主張する内務省と「司法処分」で児童を保護することを主張する司法省とで激しい対立があり、少年法成立後、内務省は少年法に対抗する形で 1933 年に感化法を少年教護法に改正し、非行の背景を科学的に捉える鑑別所の設置や非行の未然予防と施設退所後の児童の支援に従事する少年教護委員の設置等を目指したことから、非行を起した児童・少年の教育保護的対応の源流は感化・少年教護事業に求められ、一方の少年保護事業は刑事政策的対応であったと描かれてきた。

こうした研究に対し、近年の少年法制史研究では、1922 年少年法の成立過程に注目した場合、司法省側の花井卓三と内務省側の小河滋次郎は、児童・少年の保護手続きをめぐる、「司法処分」とするか「行政処分」とするかとの対立はあるものの、大人とは異なる児童に対して、深い同情を持ち、特別な取扱いが必要であるという「仁愛的な児童・少年観」は両者に共通しており、少年法の論理を刑罰主義優先と位置づける見方への反論が提起されている(森田 2005: 18-19)。

しかし、これらは感化法・少年教護法と少年法をめぐる法理及び児童・少年観の共通点と相違点を検討する研究であり、少年法と併せて成立した矯正院法に基づき設置された少年院の職員が、感化院と比較して刑罰色が強いとされた少年院実務において、いかなる少年保護思想を説いていたのか十分に検討されておらず、少年法制史研究においてもその検討は今後の課題のままとなっている(守屋 1977: 97)。

そこで、本研究では、少年保護実務家、特に少年院(矯正院)で少年保護に従事した職員の論考に注目し、先行研究で刑事政策的対応とされてきた少年保護事業の少年保護思想の内実を検討するに至った。

2. 研究の目的

非行を起した児童・少年への対応をめぐる歴史研究では、内務省管轄の感化法・少年教護法と司法省管轄の少年法をめぐる法理の違いに関心が向けられ、教育保護的対応の源流は感化・少年教護事業に求められる一方で、少年保護事業は刑事政策的対応であったと指摘されてきた。

しかし、少年法と同時に制定された矯正院法下の少年院職員の中には、小川恂藏、中川貫一、千葉憲雄等、感化事業(国立感化院の武蔵野学院)から転任して実務に取組んだ者や太田秀穂のように学校教育界から抜擢されて赴任した者もいたが、彼等の少年院実践に基づく少年保護思想は検討されてこなかった。

そこで、本研究では、法理レベルとは観点を換え、戦前の少年院に勤務した職員の論考から彼等が説いた少年保護思想を考察し、非行を起した児童・少年の取扱いや教育をめぐる感化院・少年教護院職員の児童保護思想と少年院職員の少年保護思想との共通点と相違点を描き出すことを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 多摩少年院・浪速少年院の実践に見る 1930 年代初頭までの少年保護思想の検討

1922 年に少年法及び矯正院法が成立したものの、法施行直後の実践範囲は関東と関西に限られ、東京少年審判所と大阪少年審判所の開設に伴って、東京に多摩少年院が大阪に浪速少年院がそれぞれ誕生し、両院は 1934 年に名古屋少年審判所・瀬戸少年院が新設されるまで、少年院実践の基礎作りを担ってきた。

そこで、矯正図書館、武蔵野学院図書・資料室に所蔵される多摩少年院、浪速少年院の関連資料(院内誌『玉の光(後に黎明へ解題)』、『日輪草』及び両院の要覧や記念誌等)、さらに明治学院大学図書室所蔵小川政亮文庫の小川恂藏関係資料を調査し、初代多摩少年院長の太田秀穂、初代浪速少年院長の小川恂藏が説いた教育理念と院内の教育構造を分析しながら、草創期少年院において、いかなる少年保護思想が示されていたのかを検討する。

(2) 『少年保護(改題司法輔導)』に見る 1930 年代後半以降の少年保護思想の検討

1923 年に少年保護事業の普及啓発を図るべく創設された少年保護協会(東京支部、大阪支部、1928 年財団法人日本少年保護協会へ改組、1940 年日本司法保護協会へ再編)が発行した出版物に加え、少年院が全国的に拡大していく 1936 年から 1944 年までに日本少年保護協会が発行した雑誌『少年保護(改題司法輔導)』に所収される少年院職員の論考を分析対象として、矯正院法施行直後から形成されてきた草創期少年院の少年保護思想がいかに戦時下で再編・変質が迫られたのか、あるいは継承されたのかについて検討し、その少年保護思想を類型化する。

(3) 感化院・少年教護院の児童保護思想と少年院の少年保護思想の比較検討

日本感化教育会(後に日本少年教護協会へ改称)『児童保護』誌で説かれた感化院・少年教護

院職員の児童保護思想と日本少年保護協会『少年保護』誌で説かれた少年院職員の少年保護思想を比較検討し、その共通点と相違点を抽出する。

併せて、司法省保護局長の森山武市郎が戦時体制に即した短期錬成を強固に進めた少年保護分野において、少年教護分野で見られるような戦時体制下の軍事教育に対して距離をとる実務家が存在したのかも検討する。

4. 研究成果

(1) 1930年代初頭までの自由主義的な少年保護思想

矯正図書館、武蔵野学院図書・資料室に所蔵される多摩少年院、浪速少年院の関係資料の調査と明治学院大学図書室所蔵小川政亮文庫の小川恂蔵関係資料の調査を通じて、多摩少年院と浪速少年院の教育理念及び教育構造を確認し、『少年保護』誌に所収される太田秀穂、小川恂蔵の論考等から彼等の少年保護思想を明らかにした上で、両者と親交が深く、児童の個別性や主体性を尊重する大正自由教育思想を感化院実践に反映させた初代武蔵野学院長の菊池俊諦の児童保護思想との比較検討を行った。

その成果については、第44回社会事業史学会(2016)で「大正少年法施行期における少年保護実務家の少年保護思想に関する研究 - 1922年から1930年代半ばまでを対象として」と題して報告し、太田、小川ともに菊池の児童保護思想にも学び、多摩、浪速、それぞれで少年の観念に立ち、少年の個別性や主体性を尊重する感化院と共通した教育が展開されつつも、司法省管轄の少年院では少年の脱走が問題視され、矯正院法9条「在院者二八其ノ性格ヲ矯正スル為厳格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ生活ニ必要ナル実業ヲ練習セシ」との規定に従い、感化院に比べて規律が重視され、軍事教練が徹底される相違点も明らかにした。

また、武蔵野学院で菊池とともに障害に基因する不良児の分類教育や科学研究に触れていた小川の場合、その経験を浪速少年院の開院期から活かし、同僚とともに特殊教育の科学研究を進めて分類教育を強化したのに対し、太田の場合、障害の取扱いは初めてで苦慮し、障害に基因する不良児の科学研究は二代目院医の谷貞信に託されたものの、開院期の多摩少年院は浪速少年院に比べて混乱が続いたことも明らかにした。

以上については、「1922年少年法・矯正院法下の少年矯正実務における少年保護観 - 1930年代初頭までの少年院を対象として」社会事業史学会『社会事業史研究』55号(2019)として論文化した。併せて、『失敗してもいいんだよ - 子ども文化と少年司法』(2017)では、「少年院・児童自立支援施設の教育 - 「育て直し」の現場を知る」日本子どもを守る会『子どものしあわせ』784号(2016)も再編して所収し、草創期少年院の人事では、感化事業と接点を持ちながら、内務省、司法省といった管轄を超えて、少年の立ち直りに向けた教育に力が入られた史実を一般向けに発信した。

(2) 戦中期の児童・少年保護思想の変質とその受容

『少年保護』誌に所収される少年院職員の論考及び戦時期の少年保護事業の方針を司った司法省保護局長の森山武市郎の論考と書籍を対象として、1937年日中戦争以降の戦時下における少年保護事業の再編とそれに伴う少年保護思想の変質について検討した。

その成果については、日本社会福祉学会第65回秋季大会(2017)で「戦中期少年保護実践の変質に関する研究 - 少年院を中心として」と題して報告し、森山が従来から唱えられてきた個人主義や自由主義に立脚した少年保護思想を改め、国民学校令に示される皇国民錬成論に依拠し、少年院を戦力となる人的資源を輩出する「錬成道場」の場として再編し、軽微な不良を起こす虞犯少年への早期介入を強化して検挙件数と少年院送致件数を増やし、少年院に概ね2~3ヶ月収容後、軍事産業や軍隊へ送り込む「短期錬成」を徹底したことを明らかにした。

その上で、『少年保護』誌上では、森山の少年保護事業の再編方針を受容して、少年院の保護教育は自由主義から全体主義へのコペルニクス的一大転換を迎えたとする見解が示される一方で、多摩少年院長を退き、嘱託少年保護司となっていた太田秀穂は言論統制の動きに疑問を呈し、また、四代目多摩少年院長の古岩井久平(元大阪、名古屋少年審判所審判官)や1938年開院の初代福岡少年院長の有賀敦義ら現役の少年院長からも、楔等を通じて精神論ばかり強調する短期錬成論に疑問が呈され、少年保護事業の再編や錬成論に慎重な態度を示し、保護教育の価値づけの根拠として少年の権利が説かれたことを明らかにした。

上記の少年保護事業とほぼ同様の事業再編・保護思想の変質の動きは厚生省が管轄する少年教護事業でも確認され、太田、小川の少年保護思想に影響を与えた菊池俊諦が1941年に退任した武蔵野学院では、二代目院長の熊野隆治が家族国家観を強調して軍事教育を進めたことを、武蔵野学院図書・資料室に所蔵される熊野の院内改革資料から確認しつつ、戦後に熊野が執筆した論考及び熊野が山口県教育会館内松風会に寄贈した「観風文庫」等も併せて検討し、熊野は戦時期のみならず、生涯一貫して日本の伝統精神に依拠した徳育を重視していたことを明らかにした。

以上については、「熊野隆治の社会教育活動と松風会所蔵「観風文庫」」『東北公益文科大学総合研究論集』34号(2018)として論文化しつつ、大正期の開院から終戦までの武蔵野学院の教育の歩みについては、現在、武蔵野学院が編纂している『武蔵野学院百周年記念誌』に「国立武蔵野学院開院から終戦までの歩み」と題して寄稿した(脱稿済、2019年度中に発刊予定)。

(3) 戦中期の児童・少年保護思想の類型化

『児童保護』誌に所収される感化院・少年教護院職員の論考と『少年保護』誌に所収される少年院職員の論考を比較した上で、その共通点と相違点を抽出すると同時に、戦時期には児童・少年保護事業ともに軍事教育一辺倒となって同質化したとする通説(土井 1972: 224-225)を再検討した。

その成果については、日本社会福祉学会第 66 回秋季大会(2018)で「戦中期の児童・少年保護思想の類型分析に関する研究 - 少年教護院・少年院を中心として」と題して報告し、少年教護事業を管轄する厚生省関係者(伊藤清、森健蔵ら)、少年保護事業を管轄する司法省関係者(森山武市郎ら)は「人的資源」の確保・培養を求めて、児童・少年個人の育成に力点を置いてきた従来の児童・少年保護事業とその保護思想の再編と変更を進めたことを受け、児童・少年保護の現場では、従来の児童・少年保護思想を改め、少年教護院や少年院の生産力増強工場化、短期錬成道場化を推し進める「精神主義的な児童・少年保護思想」、皇国民錬成論には慎重な立場を示しつつ、時に批判し、遂には少年教護院、少年院を辞職した「自由主義的な児童・少年保護思想」、事業再編論から離れ、精神病理学等の諸外国の処遇論に学び、科学的処遇の調査研究を進める「科学的な児童・少年保護思想」が存在することを明らかにした。

以上より、戦時期は厚生省の少年教護事業、司法省の少年保護事業といった管轄区分に関係なく、軍事教育一辺倒となったとする通説は、児童・少年保護政策上は確認されても、現場の実践思想レベルでは当てはまらず、自由主義的な保護思想を保持する実務家が存在したことを新たに確認できた。

(4) 今後の課題

感化・少年教護事業に対して少年保護事業の場合、人事異動により、少年審判所審判官(審判)、少年保護司(更生保護)、少年院教官(矯正)と実務部署が変わる点も少年教護事業と異なる点であった。

この点と関連して、四代目多摩少年院長となった古岩井久平は、少年審判所審判官時代は少年院の教育を十分に理解せずに処分決定を言い渡していたことを反省的に述べていることや、逆に東京少年審判所審判官時代には錬成論を声高に叫びながら、古岩井の辞職に伴い、五代目多摩少年院長となった前田偉男が少年院への異動の話があった際に固辞したとする回想を踏まえると、少年保護事業の場合、人事異動が保護思想に与える影響があったのか否かを別途検討することが今後の課題である。

併せて、1940年代に『少年保護』誌に登場する平尾靖(司法省保護局)、千田光郎(浪速少年院)、徳武義(多摩少年院)、森田宗一(東京少年審判所)らは戦後の矯正教育、少年鑑別、少年審判をリードした職員であり、彼等の戦後の論考から、戦中の少年保護思想がいかに総括されたのか検討することも今後の課題である。

<引用文献>

浦辺史『日本の児童問題』新樹出版、1974

矯正協会『少年矯正の近代的展開』矯正協会、1984

土井洋一「青少年非行 - 教護院問題の一考察」小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』勁草書房、1972

森田明『少年法の歴史的展開 - <鬼面仏心>の法構造』信山社、2005

守屋克彦『少年の非行と教育 - 少年法制の歴史と現状』勁草書房、1977

山口幸男「司法福祉の形成」佐藤進・小川利夫編『講座 社会福祉 9 巻 関連領域と社会福祉』有斐閣、1983

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計3件)

竹原幸太「1922年少年法・矯正院法下の少年矯正実務における少年保護観 - 1930年代初頭までの少年院を対象として」社会事業史学会『社会事業史研究』55号、2019、pp.9-22、査読有

竹原幸太「熊野隆治の社会教育活動と松風会所蔵「観風文庫」」『東北公益文科大学総合研究論集』34号、2018、pp.9-22、査読無

https://koeki.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=401&item_no=1&page_id=13&block_id=21

竹原幸太「少年院・児童自立支援施設の教育 - 「育て直し」の現場を知る」日本子どもを守る会『子どものしあわせ』784号、2016、pp.30-35、査読無

[学会発表](計3件)

竹原幸太「戦中期の児童・少年保護思想の類型分析に関する研究 - 少年教護院・少年院を中心として」日本社会福祉学会第66回秋季大会(於金城学院大学)、2018年9月9日

竹原幸太「戦中期少年保護実践の変質に関する研究 - 少年院を中心として」日本社会福祉学会第 65 回秋季大会（於首都大学東京） 2017 年 10 月 22 日

竹原幸太「大正少年法施行期における少年保護実務家の少年保護思想に関する研究 - 1922 年から 1930 年代半ばまでを対象として」第 44 回社会事業史学会（於石巻専修大学） 2016 年 5 月 14 日

〔図書〕(計 2 件)

竹原幸太「第 1 章 2 節 国立武蔵野学院開院から終戦までの歩み」武蔵野学院『武蔵野学院百年記念誌』、2019（刊行予定） ページ数未定

竹原幸太『失敗してもいいんだよ - 子ども文化と少年司法』本の泉社、2017、160

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

インタビュー記事

「子どもの失敗やつまずきを“育ちの栄養素”に 竹原幸太さん」『MORGEN』No.182、2017 年 6 月 7 日、10 面

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。